

都道府県社会的養育推進計画の策定について

H30.10 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

1 都道府県社会的養育推進計画（以下「新計画」という。）について

(1) 国の動き

- ・平成28年 児童福祉法を改正し、家庭養育優先の理念を規定
 - ・平成29年 改正法の理念を具体化した「新しい社会的養育ビジョン」取りまとめ
 - ・平成30年 新計画策定に当たっての基本的考え方や留意点などをまとめた要領を発出
- 都道府県は2019年度末までに20年度からの10年間を期間とする社会的養育推進計画を策定

(2) 新計画に盛り込む記載事項（取組項目）

① 子どもの権利擁護 ② 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援 ③ 代替養育を必要とする子どもの見込み数 ④ 里親等委託推進 ⑤ 特別養子縁組推進に向けた支援 ⑥ 施設の小規模化等 ⑦ 一時保護改革 ⑧ 社会的養護自立支援推進 ⑨ 児童相談所の強化等

2 道の対応について

2020年度を始期とする「子ども未来づくり計画」に包含して策定。

なお、新計画に盛り込む事項は、専門的で多岐に渡るため、子ども未来づくり計画の審議を行う「子どもの未来づくり審議会」（以下「審議会」という。）に部会を設置し、議論の母体とする。

3 部会について

(1) 協議事項

計画案の協議

(2) 名称

（仮称）子どもの未来づくり審議会社会的養育推進計画検討部会

(3) 委員構成（案）

部会長は、「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」第28条第3項に基づき、審議会委員の中から会長が指名する。

分野	種別	構成委員（委員は全て予定）
—	部会長	◎子どもの未来づくり審議会委員から選出
児童福祉施設	乳児院	◎乳児院（札幌又は函館）
	児童養護施設	◎北海道児童養護施設協議会に推薦を依頼
里親等	里親	◎札幌市里親会に推薦を依頼 ◎北海道里親連合会に推薦を依頼
	ファミリーホーム	◎北海道ファミリーホーム協議会に推薦を依頼
学識経験者	—	◎2名程度
事務局	札幌市	◎子ども未来局児童相談所
	北海道	◎子ども未来推進局子ども子育て支援課、中央児相

4 計画策定までのスケジュール（案）

時期	部会	子どもの未来づくり審議会
30年10月	・就任（推薦）依頼 ・部会の設置	（新たな部会の設置承認）
11月	・第1回開催 ※以降、適宜開催	
12月	（委員改選）	（委員改選）
31年2月		・部会における審議結果（協議）
3月	・方向性の取りまとめ	
5月	・審議会における審議等を踏まえて、適宜部会を開催	・現計画推進状況（⑩）、計画の基本的な考え方（骨格素案）
8月		・ “ ” （骨格案）
10月		・計画（素案）
32年1月		・計画（案）